

Ⅰ 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

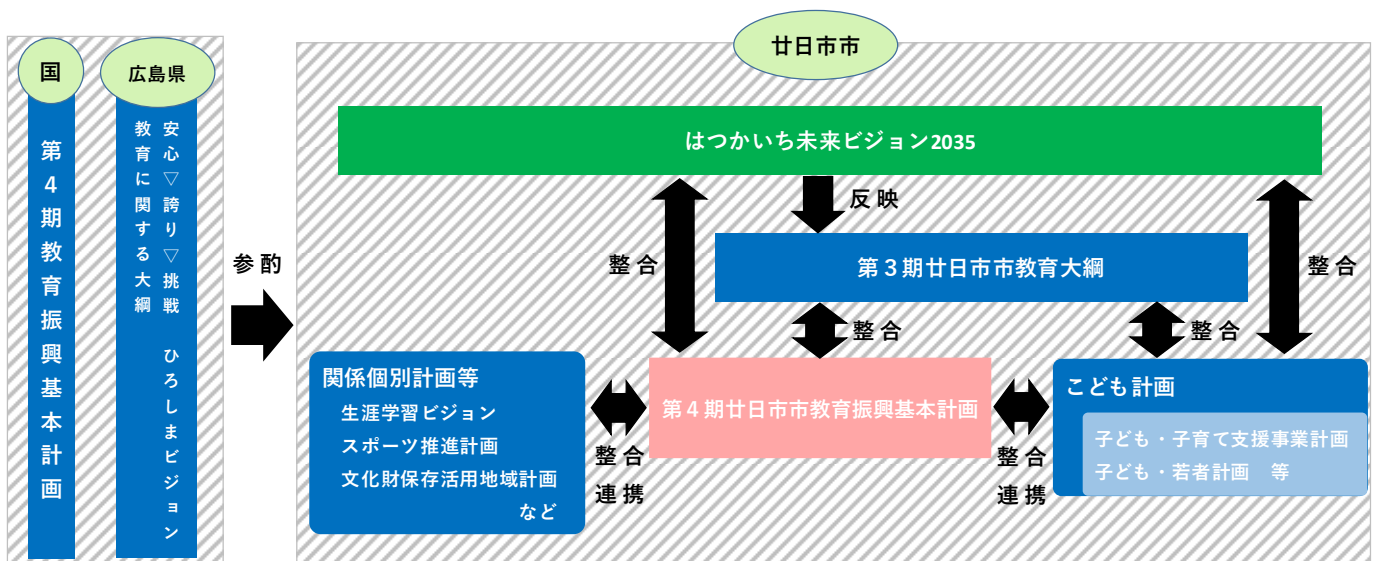
廿日市市教育委員会では、令和3年6月に「第3期廿日市市教育振興基本計画（以下「前計画」という。）」を策定し、『ふるさと廿日市』に愛着と誇りをもち、未来を担う人づくり」を実現するため、「学校教育の充実」、「社会教育の充実」、「郷土の歴史や文化の継承」、「教育環境の整備」を基本目標とし、教育行政を推進してきました。

前計画の計画期間が令和7年度で終了することから、国の「第4期教育振興基本計画」や広島県の「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」及び「教育に関する大綱」、「第3期廿日市市教育大綱（以下「教育大綱」という。）」等を踏まえた上で、今後5年間で取り組むべき施策を明らかにし、本市の教育行政を計画的に推進するため、「第4期廿日市市教育振興基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「教育基本法（平成18年法律第120号）」第17条第2項に基づき、本市における教育に関する施策の基本計画として位置付け、国、広島県の教育に関する計画等を参酌して策定するものです。

「はつかいち未来ビジョン2035」を上位計画とし、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の目標・方針を定めた「教育大綱」をはじめ、「生涯学習ビジョン」、「スポーツ推進計画」などの関係個別計画や、「廿日市市こども計画」との整合を図りつつ、教育分野に関する施策・取組をより具体化して整理した計画とします。



3 計画の期間

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

はつかいち未来ビジョン2035の前期基本計画、教育大綱に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画の進捗状況や教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

策定主体	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
国	国第3期計画		国第4期教育振興基本計画					国第5期計画(～令和14年度)			
広島県	広島県 安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン										
	広島県 教育に関する大綱					広島県 次期教育に関する大綱					
廿日市市	第6次廿日市市総合計画					はつかいち未来ビジョン2035(～令和17年度)					
	第2期廿日市市教育大綱					第3期廿日市市教育大綱					
	第3期廿日市市教育振興基本計画					第4期廿日市市教育振興基本計画					

4 計画の対象

本計画の対象範囲は、原則として教育委員会の所管する施策や取組とします。

ただし、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第23条（職務権限の特例）に基づき、令和4年4月1日からその所管を市長に移管したスポーツに関する施策や取組については、引き続き教育振興基本計画に掲載します。